

資 料 編

資料編目次

資料 1	高石市国民保護協議会条例 -----	127
資料 2	高石市国民保護協議会委員名簿 -----	128
資料 3	高石市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 -----	129
資料 4	安否情報省令様式 -----	131

資料１ 高石市国民保護協議会条例

高石市国民保護協議会条例

平成１８年３月２８日

条 例 第 １ 号

（目的）

第１条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第４０条第８項の規定に基づき、高石市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第２条 協議会の委員の定数は、３０人以内とする。

２ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第３条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２ 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３ 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第５条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３ 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第６条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

高石市国民保護協議会委員名簿

令和6年7月現在

条例区分号	条例区分名称	機関名	職
会長	市長	高石市	高石市長
1号委員	指定地方行政機関	近畿農政局大阪府拠点	地方参事官
1号委員	指定地方行政機関	堺海上保安署	署長
1号委員	指定地方行政機関	近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持出張所	出張所長
2号委員	陸上自衛隊	陸上自衛隊第37普通科連隊	第2中隊長
3号委員	大阪府職員	大阪府鳳土木事務所	参事(防災担当)兼地域支援・企画課長
3号委員	大阪府職員	大阪港湾局泉州港湾・海岸部	事業企画・防災課長
3号委員	大阪府職員	大阪府和泉保健所	所長
3号委員	大阪府職員	大阪府高石警察署	署長
5号委員	教育長及び消防局長	堺市消防局	消防局長
5号委員	教育長及び消防局長	高石市教育委員会	教育長
6号委員	高石市職員	高石市	副市長
6号委員	高石市職員	高石市	危機管理監
6号委員	高石市職員	高石市	総合政策部長
6号委員	高石市職員	高石市	総務部長
6号委員	高石市職員	高石市	保健福祉部長
6号委員	高石市職員	高石市	土木部長
6号委員	高石市職員	高石市	教育部長
6号委員	高石市職員	高石市	議会事務局長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 鳳駅	駅長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	NTT西日本株式会社 関西支店	設備部長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	日本郵便株式会社 浜寺郵便局	浜寺郵便局長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	阪神高速道路株式会社 管理本部	大阪管理部長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	導管計画チームマネジャー
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	関西電力送配電株式会社 南大阪配電営業所	所長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	南海電気鉄道株式会社	泉大津駅 駅長
8号委員	知識又は経験を有する者	一般社団法人高石市医師会	理事
8号委員	知識又は経験を有する者	高石市連合自治会	会長
8号委員	知識又は経験を有する者	高石市消防団	団長
8号委員	知識又は経験を有する者	高石市人権協会	理事
8号委員	知識又は経験を有する者	高石市民生委員児童委員協議会	副会長

資料3 高石市国民保護対策本部及び高石市緊急対処事態対策本部条例

高石市国民保護対策本部及び高石市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条 例 第 2 号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、高石市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び高石市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、高石市緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条第 1 項	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第 2 条第 2 項	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第 2 条第 3 項	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第 3 条第 2 項	法第 28 条第 6 項	法第 183 条において準用する法第 28 条第 6 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 安否情報省令様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷 （ 疾 病 ） の 該 当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親 族 ・ 同 居 者 か ら の 照 会 が あ れ ば 、 ① ～ ⑪ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は 、 ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知 人 か ら の 照 会 が あ れ ば ① ⑦ ⑧ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は ○ を 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ① ～ ⑪ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 又 は 公 表 す る こ と に つ い て 、 同 意 す る か ど う か ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況	
⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ① ～ ⑩ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 す る こ と へ の 同 意	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪ の 同 意 回 答 者 名		連 絡 先	
同 意 回 答 者 住 所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：

担当者名：

[illegible]

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

